

茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部告示第4号

茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例に基づく喫煙、裸火使用又は危険物品持込みの禁止場所を消防長が指定する告示

平成28年6月17日

茨城西南地方広域市町村圏

事務組合消防本部

消防長 木村 実



茨城西南地方広域市町村圏事務組合火災予防条例（昭和49年条例第11号）第23条第1項の規定に基づき喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所

- (1) 劇場、映画館又は演芸場の舞台又は客席
- (2) 観覧場の舞台又は客席（喫煙にあつては、屋外の客席及び全ての床が不燃材料で造られた客席を除く。）
- (3) 公会堂又は集会場の舞台又は客席（喫煙にあつては、喫煙設備のある客席を除く。）
- (4) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店の舞台
- (5) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗で、売場の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- (6) 映画スタジオ又はテレビスタジオのうち撮影の用途に供する部分
- (7) 自動車車庫又は駐車場（危険物品については除く。）
- (8) 屋内展示場で公衆の出入りする部分
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲（居住者が日常生活のために火を使用し、又は危険物品を持ち込む場所及び宗教的行事

等で火を使用する場所を除く。)

2 危険物品を持ち込んではならない場所

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場で前項第1号から第3号までに掲げるもののほか、公衆の出入りする部分

(2) 舞台を有するキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店で前項第4号に掲げるもののほか、公衆の出入りする部分

(3) 車両の停車場又は船舶の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)

付 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。